## 第3章 現計画の進捗状況と課題

#### 1 現計画の概要

愛知県廃棄物処理計画(平成 19 年度~23 年度)(現計画)では、3 Rの取り組みを一層進めることとし、重点とする減量化目標を次のとおり定めた。

- 処理しなければならないごみの一人一日当たりの量は、平成 16 年度に対して約 21%減らし、720gとする。
- 排出量に対する再生利用量の割合は、一般廃棄物について約 29%、産業廃棄物について約 60%とする。
- 最終処分量について、平成 16 年度に対して一般廃棄物は約 21%、産業廃棄物は約 21%削減する。

「処理しなければならないごみの一人一日当たりの量」: 一般廃棄物の一年間の全排出量から、資源ごみ量及び集団回収量を差し引いて、一人一日当たりに換算したもの。

また、主な施策として、3Rの促進の他、ものづくりの県である本県の産業技術の集積を活かし、廃棄物をより付加価値の高い製品とする先導的な循環ビジネスの促進や、最終処分場のひっ迫に対応するため、県内全域を対象とする公共関与の最終処分場の整備を進めることとした。

## 2 廃棄物の減量化目標の達成状況

(1) 重点とする減量化目標の達成状況 現計画で掲げた重点とする減量化目標の達成状況は次のとおりである。

## 目標:処理しなければならないごみの一人一日当たりの量は、平成 16 年度に対して約 21%減らし、720gとする。

120 口	基準年度	現状	目標値	
項 目 	(平成 16 年度)	(平成 21 年度)	(平成 23 年度)	
処理しなければな		702~	720~	
らないごみの一人	913g	792g (42.3%)))	720g (約 21%減)	
一日当たりの量		(13.3%減)		

#### 【目標の達成状況】

平成 21 年度における処理しなければならないごみの一人一日当たりの量は 792g で、平成 16 年度に比べ 13.3%減少している。これまでの減少傾向が維持されれば平成 23 年度の目標値に近づくことが見込まれる(図 37)。

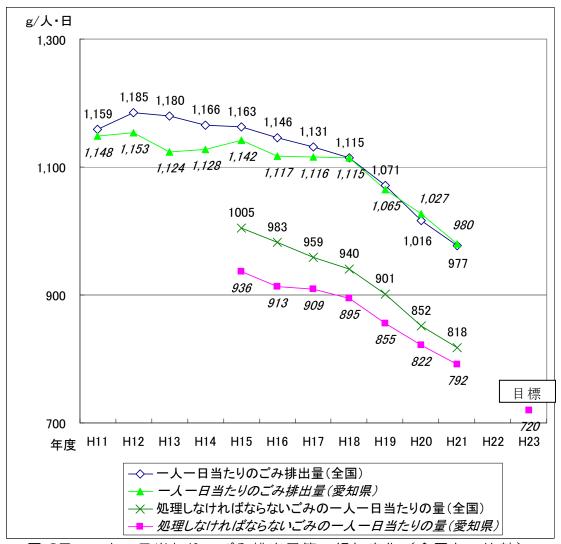


図37 一人一日当たりのごみ排出量等の経年変化(全国との比較)

# 目標:排出量に対する再生利用量の割合は、一般廃棄物について約 29%、産業廃棄物について約 60%とする。

項目		基準年度 (平成 16 年度)	現状 (平成 21 年度)	目標値(平成 23 年度)
する再生利 一用量の割合	一般 廃棄物	21.1% 616/2,926 + by	23.5% 628/2,669 + by	約 29%
	産業廃棄物	60.2% 8,860/14,723 + 5	66.6% 8,564/12,867 + hy	約 60%

## 【目標の達成状況】

一般廃棄物の平成 21 年度における排出量に対する再生利用の割合(リサイクル率) は 23.5%と平成 16 年度に対して 2.4 ポイント増加した。経年的に上昇傾向にあるものの、目標値の 29%とはまだ開きがあり、現状での伸びか

らは目標達成は困難と見込まれる(図38)。

図38でも示されるように、本県では、平成10年代前半にリサイクル率が大きく伸びているが、これは、容器包装リサイクル法(平成9年4月一部施行)や家電リサイクル法(平成13年4月施行)に基づく取組が浸透していったことや、特に人口規模の大きい名古屋市において「ごみ非常事態宣言(平成11年2月)」以降にごみ減量化・資源化の取組が大きく進展したことが背景にあると考えられる。この伸びを背景に高い目標を掲げたものの、ごみの分別・資源化等の取組が広く浸透したことに伴い再生利用率の伸びは鈍化しており、このことが目標の達成が困難となっている要因の一つと考えられる。なお、現計画の目標設定に際しては、他の手法による将来予測も行い比較検討しているが、国の基本方針に即した場合の予測は24%(632/2,633千トン)と推計しており、現状は比較的この数値に近い状況である。

産業廃棄物の排出量に対する再生利用の割合は基準年度において高い水準(60.2%)にあり、その水準を維持するとの目標を掲げた。年度により60%をやや下回ることもあったが、平成21年度は66.6%であるなど概ね高い水準で推移しており、目標達成が見込まれる(p23 図28)。

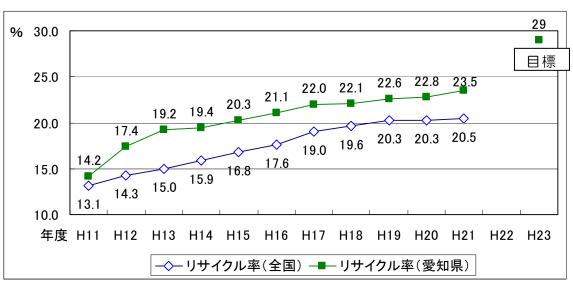


図38 リサイクル率の経年変化(全国との比較)

目標: 最終処分量について、平成 16 年度に対して一般廃棄物は約 21%、産業廃棄物は約 21%削減する。

項目		基準年度現状		目標値	
		(平成 16 年度) (平成 21 年度		(平成 23 年度)	
最終処分量	一般	371 千~	259 千勺 30.2%減	293 千勺 約 21%減	
	産業廃棄物	1,413 千圴	972 千ヶ 31.2%減	1,115 干 り 約 21%減	

## 【目標の達成状況】

平成21年度の最終処分量は、一般廃棄物・産業廃棄物ともに目標値を大きく上回る削減がみられた。平成21年度は世界的な経済状況の落ち込みが影響していることに十分に留意する必要があるものの、経年的な傾向として一般廃棄物・産業廃棄物ともに減少傾向にあり、いずれも概ね目標の達成が見込まれる(p12図10、p24図29)。

## (2)減量化目標全般の達成状況

現計画では、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(改正平成 17 年 5 月 26 日環境省告示第 43 号)等を踏まえ、一般廃棄物及び産業廃棄物の排出量等を予測し減量化目標を設定しているが、その達成状況は次のとおりである。

## ア 一般廃棄物

全体としての排出量及び最終処分量は、ほぼ目標に近づく形で減量化が進んでいる。

一方、再生利用量については、全体排出量の減少に伴い減少傾向にあり、 目標を下回る状況である(図 39)。ただし、再生利用量は全体排出量に左右 されるため、量ではなく排出量に対する割合で評価することが適当と考えら れる。その状況については(1)のとおりである。

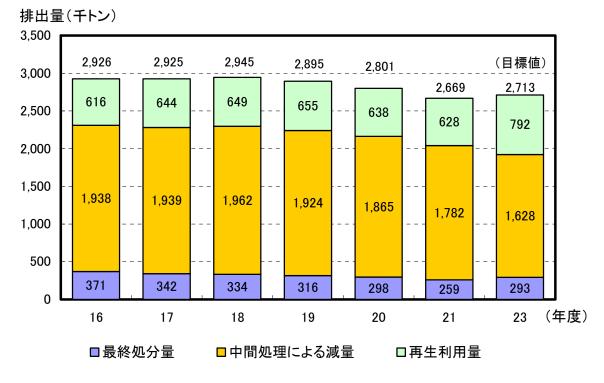


図 39 一般廃棄物の減量化目標と処理実績

## イ 産業廃棄物

全体としての排出量は減量を目指したものの、平成 21 年度を除き増加傾向にある(図 40)。その背景として、本県は昭和 52 年以来 33 年連続で製造品出荷額が全国 1 位であるなど、ものづくりが盛んな県であることが挙げられる。製造品出荷額は平成 16 年から 19 年にかけて対前年を上回る成長を続けており(p16 図 15)、事業活動に伴う廃棄物排出量の抑制は進んでいない。しかしながら、最終処分量は全体排出量が増加している中でほぼ目標に近づく形で減量化が進んでおり、リサイクル等の取組が大きく進んでいること

再生利用量については、一般廃棄物と同様、排出量に対する割合で評価することが適当であり、その状況については(1)のとおりである。

#### 18.000 16.418 15.417 15,865 (目標値) 14,910 16,000 14,723 13,850 12,867 14,000 12,000 10,362 9,002 10.146 8,820 8,860 10,000 8,338 8,564 8,000 6,000 4,000 5,196 4,442 4,722 4,894 4.616 4,389 3,331 2,000

1,103

19

□中間処理による減量

1,162

20

972

21

□再生利用量

1,115

(年度)

排出量(千トン)

がうかがわれる。

図 40 産業廃棄物の減量化目標と処理実績

1,218

18

#### 3 取組の成果と課題

0

1,413

16

■最終処分量

1,360

17

(1) 3Rの促進

ア 一般廃棄物

<成果>

これまで、容器リサイクル法や家電リサイクル法等各種リサイクル法に基づく取り組みを始め、県民、事業者等、各々の立場での3Rの取り組みが進められてきたことにより、ごみの減量化・資源化等が図られてきた。

・ごみ減量化の進展

処理しなければならない一人一日当たりのごみの量 913g(平成 16 年度) → 792g(平成 21 年度)

・ レジ袋有料化の取組(県内では平成 19年に名古屋市緑区で初めて実施) 実施市町村割合 82.5%(平成 22年度)

マイバッグ持参・レジ袋辞退の取組割合(県政世論調査結果) 33.9%(平成 17 年度)→ 81.5%(平成 22 年度)

#### <課題>

本県のリサイクル率は全国平均を上回っているなど、取組としては進んでいると考えられるが、現計画で掲げた一部の数値目標は達成が困難な状況にある(図37、図38)。

減量化・資源化をさらに進めていくためには、3Rの取り組みをより一層浸透・定着させるとともに、家庭ごみ処理の有料化の手法の検討や国レベルでの小型家電のリサイクル制度の整備などの対応が有効と考えられる。

ごみ処理の有料化の導入検討に当たっては、ごみ処理に係るコスト(施設建設費、維持管理費等)に関する情報提供を行い、県民一人ひとりのコスト意識を高めることが重要である。

なお、携帯電話やデジタルカメラ、ゲーム機などの小型家電にはレアメタル(希少金属)が使われており、これらをリサイクルするには広範囲から小型家電を回収する必要があることから、小型家電のリサイクルは全国的な課題となっている。

・ 家庭ごみ処理有料化を実施している市町村の割合(平成 21 年度) 愛知県:33.3% 全国平均:59.0%

#### イ 産業廃棄物

#### <成果>

多量排出事業者を始め、事業者に対する廃棄物減量化・資源化の取組の 指導や産業廃棄物税導入による 3Rの取組の促進等を図ってきた。

これらの取組の効果を検証するため、産業活動の動向を示す製造品出荷額と産業廃棄物の排出量等の推移を、計画の基準年である平成 16 年度を100 として指数化して比較した。その結果、排出量は製造品出荷額の伸びに対して抑制の傾向が見られ、また、産業廃棄物税を導入した平成 18 年度以降、横ばいで推移していた再生利用量は大きく伸び、最終処分量は製造品出荷額が伸びる中で引き続き減少傾向で推移しており、3R 促進の効果が認められた。

なお、平成21年度は世界的な経済状況の落ち込みの影響を受け、製造品

出荷額は前年度を大きく下回るなど特異的な状況であったが、その中で再生利用量の減少の程度が緩やかであるなど、引き続き 3Rの取組が確認された。

#### <課題>

再生利用の取組や最終処分量の減量化が進んでいる一方で、排出量は増加傾向であるため(平成21年度を除く)、発生抑制をより進める必要がある。

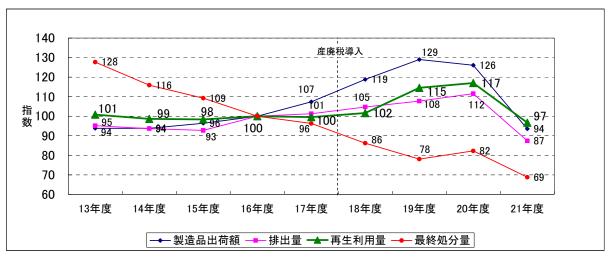


図 41 排出量・再生利用量・最終処分量・製造品出荷額の関係(16年度=100)

### (2)循環ビジネスの促進

### <成果>

循環ビジネスの促進を図るため、「あいち資源循環推進センター」を設置し、 先導的・効果的な循環ビジネスの発掘・創出及び事業化を体系的・効果的に 支援するとともに、あいちエコタウンプランへの位置付けなどを行ってきた。

- ・ あいちエコタウンプランへの位置付け 21 件(平成 16 年度〜22 年度)
- ・ 愛知環境賞表彰数 83 件(応募数 312 件)(平成 16 年度~22 年度)

#### <課題>

畜産バイオマス、食品廃棄物を始めとする未利用資源の活用等、循環ビジネスの分野は今後さらに発掘・創出できる潜在性があると考えられ、一層の促進が必要である。

## (3)公共関与による広域最終処分場の整備

#### <成果>

県関与の広域最終処分場である名古屋港南 5 区廃棄物最終処分場の次期処分場として整備を進めてきた衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場が、平成 22 年度に供用開始した。この処分場は、県内で発生し最終処分される廃棄物(一般廃棄物、産業廃棄物)の半分を受け入れたとして、10 年以上受入可能な規

模であり、民間事業者や市町村等の最終処分場と合わせ、当面、安定的な受入体制が確保された。

## <課題>

このような大規模な施設整備には、調査着手から供用開始まで長期間を要することから、早期に次期処分場に係る調査検討に着手する必要がある。

県民、事業者等の3Rの取組等により、一般廃棄物・産業廃棄物ともに最終処分量は減少傾向にあり、引き続き削減に努めていく必要があるが、廃棄物の減量化・資源化を進めても最終処分量をゼロにすることはできず、県民の生活や産業活動を支える上で、最終処分場は必要な施設である。

産業廃棄物については、排出事業者処理責任の原則の下、民間事業者による施設整備を基本とするが、民間事業者のみによる最終処分場の確保が困難な状況は今後も続くと考えられる。また、一般廃棄物については、市町村又は広域的な市町村圏における施設整備を基本とするが、適地の減少という課題がある。

このような状況の中、廃棄物の適正処理を確保するために必要と認められる場合は、経済界や市町村等の意向も踏まえ、引き続き公共関与による広域的な最終処分場の整備を検討していく必要がある。

## (4)廃棄物処理施設の長寿命化<mark>・延命化</mark>の検討

#### <課題>

市町村等が設置する焼却施設等の廃棄物処理施設に関しては、厳しい財政状況の中、コスト縮減を図りつつ機能面で社会の要請に応えていくことが求められており、そのため、施設の計画的かつ効率的な更新を推進し、施設の長寿命化・延命化を検討していくことが必要である。

#### (5) 地球温暖化対策への配慮

#### <課題>

焼却施設から回収した熱を利用した発電(ごみ発電)や廃棄物系バイオマスの利活用を進めることは、循環型社会の形成だけでなく、温室効果ガスの排出削減による地球温暖化対策にも資することから、低炭素社会との統合の観点からも積極的に取り組む必要がある。

焼却施設から回収した熱を利用した発電(ごみ発電)や廃棄物系バイオマスの利活用は、資源循環に係る有効な手段であるとともに、温室効果ガスの排出削減にも寄与することから、地球温暖化問題が重要な課題であることを踏まえ、ごみ発電や廃棄物系バイオマスの利活用に積極的に取り組む必要がある。

ごみ発電施設数や発電能力等の状況は表 13 及び図 42 のとおりである。

年 度	H16	H17	H18	H19	H20	H21
施設数	19	18	18	19	20	21
発電能力 (kW)	107,950	103,000	103,000	109,800	118,800	125,219
年総発電量 (MWh)	442,633	454,021	457,480	482,507	450,044	472,937

表 13 ごみ発電施設の推移

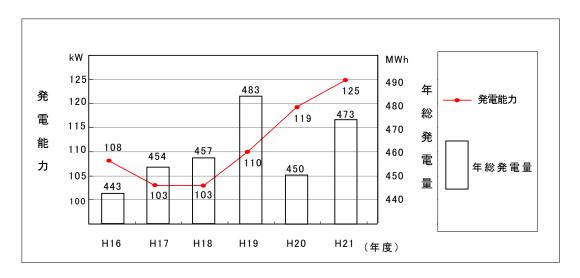


図 42 ごみ発電能力及び年総発電量の状況

## (6) 大規模災害時への対応

## <課題>

大規模な地震等の災害時には、通常どおりの廃棄物処理が困難になるとともに、大量のがれき等の廃棄物が発生することから、廃棄物処理の広域的な連携体制やがれき等を保管するための災害廃棄物用ストックヤードの確保など、災害時に備えた体制作りを進める必要がある。

また、この地域で東日本大震災と同規模の震災が起きることを想定し、広域的な協力体制づくりを進める必要がある。